

陳 述 書

2019年10月7日

水戸地方裁判民事第2部 御中

住 所

氏 名 大石 光伸



1. 略歴

1957年東京都生まれ、山梨県育ち（現在62歳）。筑波大学卒（地球科学、経済学専攻）。1983年常総生活協同組合（本部：茨城県守谷市）入協、89年常務理事、96年専務理事、2010年副理事長、2015年顧問、2017年退任。現在組合員として活動。2012年 東海第二原発運転差止訴訟原告団共同代表

2. 母の教え

私は1957年東京都で生まれ、母親の実家の山梨県の八ヶ岳の麓の自然の中で育ちました。小さい頃母親から「雨が降ってきたらすぐに家に入りなさい。雨に当たると頭がはげるから」と教えられました。ちょうど1960年代初頭世界で行われていた核実験による放射能汚染の被ばくから身を守ることを、日本の田舎の母親までもが子どもに伝えていたことを大きくなって知ることとなります。

3. 仕事と身上

私は大学では自然科学と社会科学を学びましたが、生活や地域の暮らしに根ざした仕事が大切だと思い、地域の生活協同組合に入りました。

私は地域の生活協同組合で長く仕事をさせて頂きました。トラックで食べものを組合員に手渡す（配達）ことを10数年続ける中で、私は組合員の母親たちから食べものや自然を守ることの大切さを教えられ、組合の事業経営の責任者（専務理事）となってからは「いのちを育む食と自然環境を」を組合の方針に掲げ、「心土不二・地産地消・地域自給」を事業の根幹にすえて組合の共同購入事業をすすめました。

協同組合は「自立と協同」を大切にする組織です。特に食べ物は、戦後「生産と消費」が分業化（分断）されて食べものの大切さが薄れていく中で、自分たちで出資金を出して組合を作り、生産者と消費者がそれぞれの利害を超えて、安全で安心できる食べもの

を「作り・頂く」ことを「共通の目標」にして、その信頼関係を大切にしてきました。

5,000 世帯（家族）ほどの地域のほんの小さな協同組合ですが、生産者と消費者が顔の見える関係を持ち、「〇〇さんのレタスだよ」とか「△△牧場の牛からいただく牛乳だよ」ということが家族の食卓で話題になりながら、感謝していただくこと、この信頼の関係が他者に思いを至らせることができる穏やかな子どもたち、穏やかな家庭、穏やかな社会をつくる基礎になることを強く感じてきました。

4. 私たちの牧場を返して欲しい（山木屋牧場）

1988 年、福島県川俣町の山木屋から一人の酪農家が私たちの生協を訪ねてきました。「常総生協とだったらいっしょにやっていけるかもしれない」と。

こうして山木屋（ちょうど川俣町と飯舘村の境の山頂部）での酪農家と常総生協の協同の牧場開拓が始まりました。「みちのくグリーン牧場（山木屋牧場）」です。

最初は小さい面積でしたが、山から掘り出した花崗岩を売って資金を作り周辺の国有林を買って徐々に広げていきました。山の斜面に牛を放牧し、「蹄耕法」といって牛が草を食べながら蹄（ひづめ）で耕し、牛糞も投下して肥沃化してまた草を育てる循環の方法で牧草地を広げてゆきました。

当時、私は 30 歳前後でしたから土日を利用してこの山木屋に通いました。しかし冬は帰りの夜道、雪がちらつく山を下るのはとても心細いところでした。牛たちは乳が張ってくると山から降りてきて一列にならんで順番に牛舎に入り、乳を搾ってもらいまた山に帰ってゆきます。分娩も山の上での自然分娩で、もうすぐ生まれそうとなると、遠くから見守ってやるだけでした。牛乳を頂いている組合員家族がキャンプの時に出産した親子をみんなで見守ることもありました。

牧場のプラントでビン詰めされた牛乳は毎日福島県酪連「絡王牛乳」さんがトラックで私たちの元に運んで下さいました。

この牛たちの牛乳を飲んで私たちの組合の子どもたちは何千人と（いや何万人でしょう）育ってゆきました。毎年夏になると組合員家族はこの牧場にキャンプに来て、自然の中で牛たちと遊びました。職員は土日を使って裏山にきのこと狩りにいっしょに行きました。

消費者といっしょにさらに開拓しようと周囲の国有林を買ったばかりの 2008 年に牧場主の高橋さん（父）が急死され、息子さんが後を継いで数年ののち悲劇に見舞われました。

2011 年、震災と原発事故の混乱の中で、私たちが 2 トントラックにペットボトルとガソリンのドラム缶を積んで牧場に支援に入れたのはなんと 4 月 2 日でした。3 月 11 日の地震で牧場の中の牛乳プラントは破壊され牛乳は生産中止。追い打ちをかけるように原発事故で、放射能汚染と被ばくを避けるために牛たちは牛舎に閉じ込められ身動きできない状態でした。近づくにあのつぶらな大きな黒い瞳で私たちを見つめます。

「いったい何があったの？外に出たいよ」と訴えているようでした。

出産が近い牛を栃木県那須の知り合いの酪農家のところに避難させて預かってもらい出産の準備をしました。しかし酪農家は周囲の仲間は「福島で汚染された牛を引き取って、おれたちが風評被害に合う」と責められ、結局山木屋に出戻って出産することになりました。しかしその親子の命も長くありませんでした。

「計画的避難区域」として6月末までに避難することが命じられました。牛たちは連れてゆけません。泣きながら「殺処分」のトラックに積んで別れました。仔牛はかわいそうだからと白河牧場に預かってもらいましたが、「責任を負いきれないと」言われ、結局「殺処分」することとなりました。牧場を撤退するとき、牧場のプラントに残った熟成中のチーズは、事故前に仕込んだもので汚染されていないのでトラックいっぱい積んで持ち帰り、組合員みんなで分け合っていました。

こうして牧場は撤退し、牛のなくなった牧場には大学共同研究の看板が立ち汚染調査のための様々な機材が立ち並び、やがて「放射能の流動」の論文が送られてきました。紙切れ一枚でした。

牧場主の高橋さんは町役場の臨時雇用として、人がなくなった山木屋地区の家屋の警備の仕事に就きました。気丈夫で働き者のお母さんは気が抜けたように川俣町にいた祖母の介護に入りました。牧場のスタッフとして働いていた妹夫婦は愛媛県の瀬戸内の島に避難して新しい生活を始めました。

草を食む牛がいなくなった牧場はやがて2mを超える雑草が生い茂り、牧場のロッジも池も草に埋もれて見えなくなりました。牧場入口の敷地には黒いフレコンバッグが積み上げられました。3年後、突如重機が入り表土をさらい放射線を遮へいするためにと牧場に砂利が敷き詰められました。牧場の面影は完全になりました。牧場境界の飯館村に通じる県道の峠はゲートで封鎖されていましたが、私は牧場の変わり果てた姿に泣きました。

常総生協は生産者と消費者がいっしょに作り支え合ってきた協同の牧場を失いました。生産者と共に開拓し、乳を頂き、自然の中で牛たちといっしょに交流したかけがえのない協同の生きた場を東京電力福島第一原発事故は奪いました。汚染がひどく、もうどうにも取り戻せませんでした。

原発事故によって山木屋牧場は完全撤退でしたが、東日本の農業、漁師・水産業の生産者のみなさんは放射能汚染によって様々な困難に直面し、消費者との関係はたいへん傷つけられました。地元茨城の野菜でも「〇〇さん、ごめんなさい。小さい子がいるので」と。原発事故、放射能というのは、被ばくということだけでなく、自然の汚染を通じて人と人との関係さえも破壊してゆきます。

また東海第二原発で過酷事故が起きたときこの地と人々がどのようになるか、福島原発事故は身を以て教訓となりました。

5. 福島第一原発事故への対応

私は3月12日夜の原子力安全・保安院の記者会見を聞いて組合の解散を覚悟しました。

12日夜10時すぎ生協のテレビで原子力安全・保安院の記者会見で「炉心溶融」という言葉を聞くこととなります。「とうとう起きてしまった。あ〜これで終わった」それが感覚でした。「終わった」というのは、私たち生協の組合員と生産者が共に積み上げてきたものが一瞬でなくなったという喪失感で、は〜と息をして胸が沈むような感覚を今でも覚えています。

気を取り直して福島第一原発の情報収集を始めました。福島第一原発の設計図面を手に入れるのに苦労しました。自衛隊基地から非常用電源車が向かったが差込口が合わずに電源回復できないとの情報も入ってきました。翌朝組合員から連絡がありました。つくば市には外資系の企業や研究機関が多くあり、そこに勤めている組合員からの連絡で「会社から母子避難の連絡があった。外国籍の人は飛行機を用意するから出国」との情報でした。茨城県南部からも避難が始まりました。

3月13日（日曜日）、私は組合の事業責任者として常勤役員・幹部数人を集めてこれから起こりうること、覚悟すること、対応を説明しました。

「福島第一原発が炉心溶融とのこと。東日本は住めなくなる可能性が出てきた。組合員も避難して事業の継続は難しくなるだろう。しかし生協本部が組合員より先に避難する訳にはいかない。業務を継続する。残っている組合員には最後まで食糧を届けることを基本としたい。職員は小さい子どものいる家庭から順次避難させるので順番を決めて準備に入ってもらいたい。申し訳ないが50歳以上の職員は最後まで残って組合員への供給業務を遂行してもらいたい。避難した職員には1年間は給与・退職金を保証する。1年後には組合解散の手続きを行い組合員に出資金の返済を行う。避難した組合員の避難先・連絡方法は必ず記録しておいて欲しい。間もなく放射性プルームが放出される可能性がある。それに備えて商品部は東海第二周辺のモニタリングポストのデータを生協のサーバーに入力を始めてくれ。総務は職員の労働安全衛生上、本部の窓をすべてテープで目張りすること。職員の被ばくを抑えるために直ちに安定ヨウ素剤を製薬会社到手配すること。また特殊マスクを調達し配達職員に着用させること。」

しかし製薬会社から安定ヨウ素剤の提供を断られ、善後策として取引のある船橋の海藻問屋にお願いして「とろろ昆布」「おしゃぶり昆布」を運んでもらいました。

その日のうちに私は組合員へのニュースを書き、翌日から福島第一原発が炉心溶融したことを一報しました。

14日月曜朝から、配達職員には昆布を食べさせ、スクリーンの付いたマスクを着用させ、「もし雨が降り出したら配達業務は中断してよいから車の中で待機すること。雨に濡れないこと、配達先組合員に小さな子がいる場合は昆布を分け与えること」を指示しました。母の教えは半世紀後に私の口から発せられることになりました。

翌 15 日、私は「被ばくを避けるために避難、子どもたちを遠くの親戚に預ける、ブルーム通過に備えて外出を控えて屋内退避」など防護策を連絡する組合員へのニュースを書いて印刷している最中に、NHKニュースで茨城での空間線量率が上がったことを知りました。連絡は手遅れとなりました。

私は必死に政府関係機関からの公的な放射性物質拡散情報を検索しましたが得ることができず、結局フランスの研究所のシミュレーションでブルームの動きを確認することができました。関東全域に放射性ブルームが通過、拡散して放射能汚染されたことがわかりました。

17 日、茨城県のハウレン草・牛乳から高濃度のヨウ素が検出され出荷停止措置がとられましたが、私の決断が遅く生協の地場野菜の供給を 18 日金曜まで続けてしまいました。のちに畑に残っているハウレン草などの放射能検査を行い、15 日～18 日収穫・16 日～19 日組合員への供給の野菜は 1,700～4,500 ベクレルの放射能が入っていたことが判りました。これは乾性の接触沈着で、汚染のはじまりでしかありませんでした。

20 日の日曜に生協の業務会議を招集し、福島第一原発事故が進展・拡大すればまたブルームが通過するのでそれに備えておくことを確認し、生産者には田畑や資材をビニールシートで覆ってもらうようお願いする F A X を東日本の生産者に送りました。作業を終えて解散し、夜 2 時に私も自宅に帰る途中で雨が降りはじめ、「あ～、これで本当に終わった」としばらく車を止めて茫然としていました。

福島第一原発事故はその後「最悪のシナリオ」が示されましたが、不幸中の幸いで最悪に至らずに済みましたが汚染はいまだ消えません。東日本一帯が汚染されて人が住めなくなるシナリオは、たまたま運良くそうならなかっただけだと思います。私が 3 月 12 日に組合の解散を覚悟したことは、決して大げさなことではなく、そうなっても不思議ではなかったと私は今でも考えています。

福島第一原発から 200～250km 離れた所でこのような事態ですから福島県内は如何ほどだったかと胸が締め付けられます。

そしてこれが東海第二原発で起こったら福島第一原発事故の何倍もの被害をもたらし、首都圏は壊滅することも十分に考えなければなりません。壊滅とはどういうことか。一人一人のかけがえのない人生も、家族も、仕事も、暮らしも奪うことです。失ったものはもう取り返せません。

6. いのちを育むはずの食にいのちを傷つける放射能が入っていることの恐ろしさ

15 日のブルーム通過と 20 日の降雨で茨城県南部から千葉県東葛地域は「ホットスポット」となりました。私たちのかけがえのない田畑に大量の放射能が降り注ぎました。環境中に放出された放射能は大地に降り注ぎ、田畑の土壌や水を通して作物へ移行してヒトに摂取されるという循環を続けることになりました。

放射能汚染が判るにつれ、組合員は食べものの放射能汚染に恐怖しました。いのちを

育むはずの食べものにいのちを傷つけるものが入っていることの恐ろしさは計り知れません。子を育てる母親たちは特に敏感です。

私は生協という職業柄、食品添加物や農薬などの化学物質が生体に及ぼす影響が専門で、細胞の分子生物学や免疫機構や生体内でのタンパク質の品質管理などが職業上の基礎となっています。そのため、私は、たったひとつの放射性同位元素の壊変で発せられる粒子・電子・電磁波によっていかように DNA 二重鎖が切られるか、そして生体修復機能によってどのように異常を除去し発現を抑えるか、しかし運が悪ければそれをすりぬけて細胞ががん化することをイメージすることができます。

しかも生きた生命は個性と感受性の違いがあります。科学では個々の現実の固有の発現に対しては説明できない限界、科学の認識自体が持つ抽象モデルの限界についても私は、幾度となく経験してきました。

しかし子を産み育てている母親というのは直感的に生命を守ろうとする本能を持っていることを、私は生協を通じて母親たちと接して感じてきました。それだけでなく、母から子への料理や食文化の伝承、毎日の家庭のおふくろの味という営みは、こうした生命の防御本能と自然に即した本能に根ざして営々とつながれていることを、身を以て感じてきました。

だから、ヒロシマ・ナガサキ後の世界の核実験に対して日本の母親たちが敏感に反応し、その反対を訴えたこと、それを契機に母親大会が生まれ、いのちを大切にし、守ろうとする文化をととても誇りにしていました。

ですから福島第一原発事故後放射能に対して敏感に反応する母親たちに対して「無知」とか「科学的知識、リテラシーがない」などと専門家が言うときの「科学の暴力性」を非常に感じてきました。科学とかエビデンスとか確率という言葉を、生きたひとりひとりの尊厳のある人間に浴びせることの暴力性が原発事故後広がっていることをたいへん憂います。

原発から放出した放射能が人々を分断し、追い打ちをかけるように切り捨てられ、科学の装いや合理的根拠で抑えられてゆく。福島第一原発事故への対応を通して、社会の構図と、いのちを守ろうとする本能的直感力が浮きぼりにされました。

この裁判には女性たちが多く原告となっています。彼女たちが何を感じ、なにを訴えているかによく耳を傾けることが、社会の継続ひいては人類の存続につながることに必ずなるはずです。どうかその訴えを心で聞いて欲しいと念じています。

7. 「原発震災」・・・自然災害と原子力災害対策は同時に無理

自身の被災への対応、被災地の救援と同時に原発事故の放射線防護を同時に行うことは容易ではありません。

常総生協では東日本大震災に直面して、組合員・生産者の安否確認・被害状況の確認、津波で流された生産者が生きているのか亡くなったのか行方不明なのか、避難できたな

ら避難先はどこかの確認が最もたいへんでした。石巻の生産者（本原告）と連絡がとれて所在がつかめたのはなんと3月21日です。そして地震で散乱した店舗商品や本部の書類・書籍類の片付け、本部や配送センターの建物の損壊（壁の崩壊など）設備（冷凍・冷蔵庫）・ピッキング機器の損傷の調査から、停電によって品質維持できなくなった冷凍品・冷蔵品の処分、システムの復旧まで相当な時間と労力をとられました。

常総生協は3月14日から日赤と連携して高萩市などの被災地に毛布や医療品をトラックで運ぶことに協力していましたが、私は15日に専務理事、常務理事に「被災地はもう食糧が尽きる頃だから生協の食糧物資を被災地に届けよう」と相談し、16日よりトラックに積込作業を開始してようやく17日明け方に宮城県に入ることができました。しかし現地の県の対策本部も仙台市の対策本部も混乱の極みで、何処で何が不足しているかも把握できていない状況でした。仕方なく仲間の「あいコープ宮城」に預けたものの、そこでもまだ配送中に行方不明になった職員の捜索が続いている状態でした。その後も続けて避難所などに食糧、物資、衣類・下着類などを届けました。4月に入ってはユニボやダンプを引き連れて被災地入りし、ガレキの撤去などに協力しましたが、その作業も遺体がないかどうかを確認しながらの作業でした。

災害復旧、被災地への救援・支援と同時に、原発事故への対応、被ばく防護をするというのは困難を極めます。

「避難計画」は、放射線防護に対して避難・屋内退避することを目的とするだけのもので、それ以外の様々な現実的な災害が発生していることやそれに対する人の対応能力について十分に考慮していません。避難したくても仕事や家庭の状況でそんなに簡単なことではありません。そして自然災害と同時の避難は計画通りできるはずがないことは、私達の実験の経験からしてそうです。

私は、生協に入ってからすぐの1986年にチェルノブイリ原発事故でのスパゲッティーの汚染や国内でも椎茸の放射能汚染を経験し、1997年の旧動燃東海村再処理施設のドラム缶火災爆発事故によってつくば市の上空に一週間にわたってブルームが滞留して雨が降らないことを祈ったこと、そして1999年の東海村JCO臨界事故の騒然とした経験をしてきたことから、原発災害に対して少しは冷静に対処できたとは思いますが、それでも被ばくや汚染に対してはもうどうにもなりませんでした。

自然災害と同時の「原発震災」が東海第二原発で起きた時どうするかをいくら冷静に考えても、「避難計画」で対応が可能だとすることには、無理があります。

8. 母乳の放射能汚染と母親

もうひとつ、とても苦しかったことを話します。

私は、2011年3月17日に茨城県の発表で牛乳から放射能が検出されて出荷停止となったことを聞いて、「牛の乳から放射能が出たとすると、母乳からも出る可能性がある。組合員は母乳育児が多いので至急調査を」と、3月20日から授乳中の母親に母乳の提供

をお願いし、数日かけて各自1リットルの母乳を提供してもらいました。

私は放射能検査機関を探し、つくば市の「東京ニュークリア・サービス」に頼んで母乳の放射能測定をおこないました。

その結果、守谷市の母親の母乳から31.8ベクレル/kg、柏の母親の母乳から36.8ベクレル/kgのヨウ素131が検出されました。

これをどのように本人に伝えるかたいへん悩みました。私はその検査結果だけを母親に伝えました。守谷の双子の母親は「はい。・・・わかりました。」とだけ答えましたが、ぐっところえた頬には涙がつたっていました。おそらく家に戻り子らを抱きしめて「ごめんね」と言ったにちがいません。

いったいこの母親にいかほどの罪があったのでしょうか。

私の妻が放射線専門医（当時筑波大附属病院、現在がん研有明病院婦人部長、本訴原告）ですので、放射線の恐ろしさ、細胞分裂の活発な胎児や乳幼児の放射線感受性についても聞いていましたから、体重5kgほどに対して1日500～700ミリリットル母乳を飲む乳児にとってはこの放射能濃度は高いこと、特に成長の早い乳児の甲状腺は活発に働きヨウ素が活発に取り込まれることなどを理解していましたが、母親を前にこうしたリスクを伝えることはできませんでした。

しかし、私は、つくば市の国立環境研究所、産業総合研究所および千葉市の日本分析センターによる大気浮遊塵の放射能の核種別の濃度測定データから、3月中の被ばく経路は呼吸による吸入被ばくが主要要因であり、母乳へのヨウ素131の移行も母親の呼吸による摂取によるものであること、乳児にしてみると自分の呼吸と母乳からの摂取によって二重に取り込んで内部被ばくしていることについて生協のニュースで説明せざるを得ませんでした。

私は、この母乳調査の結果から4月はじめ厚生労働省母子保健課に電話して「福島第一原発から200～250kmも離れている茨城南部から千葉県にかけての母乳からこれだけの放射能が検出されているので、至急厚生労働省として福島県の母親の母乳検査をして欲しい」と要請しましたが母子保健課からは「それは文科省がやること」と断られました。

仕方なく4月20日に私は母乳の放射能検査を支援してくれた名古屋の市民団体と共に福島県庁で記者会見して関東での母乳検査結果を公表し、福島の母子の早期避難を訴えました。翌21日、それが伝わったのか枝野官房長官（当時）が厚生労働省に母乳調査を指示しました。国として4月24日から一次調査、5月8日から二次調査が行われ、半減期8日のヨウ素131が2ヶ月経過後でも福島県から東京都の母親の母乳からも検出されました。

このような経験と調査結果から、私は生協の子どもたちの健康調査が必要と提案し、理事会での決定を経て2012年末から子どもたちの血液検査、甲状腺検査（病院へ）が行われ、その後「関東子ども健康調査支援基金」の設立に発展し、これまで関東ののべ1万人を越える子どもたちの甲状腺検診が続いています。

9. 法定の公衆被ばく線量を越える中で暮らすこと

また、私は地域の汚染状況を調べておくことを提案し、2011年6月に私たちの活動エリアである茨城県南部から千葉県東葛地域の組合員宅前約1,000ヶ所の空間線量率を測定して私たちの地域が放射能のホットスポットになっていることが判明していましたから、さらに「土壌汚染調査」を提案しました。市町村を1kmメッシュで区切って約1,000メッシュの土壌放射能濃度の調査を地域の市民と共に行うこととなりました。

その結果、エリアの67%が法定の表面線源4万ベクレル/㎡を越えて汚染されていることがわかりました。文科省の調査でも同様で、私たちのエリアは2011年12月に法的に「重点汚染調査区域」に指定されました。この表面線源の基準は病院のX線やCTの放射線管理区域内では生活してはならないという基準で、そこへの出入りや被曝量は厳密に管理される基準です。法律の公衆被ばく線量を越えた線量下で人々が暮らすこと、緊急時だから法律に違反していてももう仕方がないんだということは、なし崩しにつながることを思われました。政府による「原子力緊急事態宣言」ははまだ解除されておらず、超法規的措置が現在でも継続して法との不整合性が容認されていることを示しています。

私は、1,000ヶ所の土壌汚染データから、その上で暮らした時にどれだけの外部被ばくをするかを試算しました。2011年の初年度では屋外にいたら9市町で法定の年間1ミリシーベルトを越え、家の中に2/3でも4市町でそれを越えることになりました。10年間の累積被ばく線量は私たちのエリアほぼ全域で4~8ミリシーベルトに達しました。初期の吸入摂取と食品経由の経口摂取による内部被ばくに加えて、こうした外部被ばくに日常的に曝され累積するところで子どもたちが育つことを私は大変危惧しました。何も起きなければよいのですが。

それだけでなく自分の経験からすれば、自然と接して感受性を育む幼年期に外遊びを制限されて育つことは、子どもにとって大切な時を奪うことだと思っています。

福島第一原発から200~250kmでこの汚染と被ばくですから、福島の人たち・子どもたちはその50~100倍の汚染で、晩発で出てくる身体的影響はいかばかりか心配するのは当然です。そして子どもたちから奪った貴重な時間は取り戻せません。

常総生協は福島第一原発事故による汚染と被ばくを現実として受け入れた上で教訓と自らの反省の上にたって「二度と子どもたちを被ばくさせてはいけない」「二度と環境や食を放射能で汚染してはならない」ことを2011年6月の総代会で決議し、さらに地元東海第二原発の裁判に生協を代表して50名の組合員・生産者が原告に加わりました。

私もその一人です。暮らしを大切にしたい、子どもを健やかに育てたい、穏やかな地域をつくりたい、自然の中で消費者とひとしよに安心の食をつくりたい、そういう母親、家族、生産者の思い、願いがあることを、どうか裁判長には理解して頂きたいと思います。

10. 運転差止訴訟原告団の世話人代表として

私はこの裁判の原告の世話人の共同代表の一人を任されました。今回原告本人尋問にあたって原告の何人かに依頼をいたしました。

原告のひとりに実家の父母が大熊町で被災した原告がいます。避難で各地を転々とした挙げ句、帰還困難地域でもう家には戻れない現実を受け入れ、ようやく福島県内でひっそりと家を建てて暮らしはじめたとのこと。今回その原告（東海第二原発から 7km）に本人尋問に立ってもらえないかとお願いをしましたが、「親は避難の状況を語りたくない」と口を閉ざしている」「家族が裁判でその事情を話せば、必ずどこから漏れてしまう。賠償金で家を建てたことが周囲に知ればまたここに住めなくなってしまう。お願いだからもう静かに暮らさせてくれと父母から懇願された」ということで、証人になることを断念しました。本人は「くやしいけれど、こうして語れないこと自体が原発の災害」と言っています。

子どもの被ばくに対する考えの違いで家庭が壊れてしまった原告もいます。事故時に小学生だった子を持ち放射能に恐怖した母親は、今ではその子が受験で親もそれに精一杯で裁判の尋問はもう精神的に耐えられないとお断りされました。茨城の水産業の不振で事業がうまくいかずに精神的に参ってしまった原告もいます。無念の思いで亡くなられていった原告もいます。

これ以上の具体的な事情は話せませんが、今回私は、あらためて原告のみなさんとお話しする中で、様々な事情をかかえ、原告になることさえ大変、続けることも大変、そして語ること、証言することのむずかしさも感じました。

そんな経緯から、原告の無念の思いを法廷で代弁しなければならないと思い、また代理人からも言われ、急遽原告本人尋問の一人に加わりました。

この裁判には原告とその家族の事情を抱えながらのたくさんの思いが込められています。

そして、当事者である日本原電は「住民の理解が必要」と口では言いますが、直接日本原電の責任者と話すことはしない、住民説明会でも十分な説明がなく質疑は打ち切られる、署名を集めて本社に持っていっても面会は拒否される、署名簿を送っても送り返してくる。福島第一原発事故でたいへんな思いをした共通の経験から対話を通じて解決しようとする道が閉ざされて、周辺自治体との関係でさえ「協定書に拒否権などという言葉は一言もないのに」（拒否権などと騒いでいる）などと言い放って、他方で再稼働の既成事実だけを重ねてゆくという状況の中で、住民がやむにやまれず司法に頼らざるを得なくなっているのが今の状況です。

しかし裁判においてさえ、被告が「原告本人の心情を述べるようなことは毎期日に亘り 5 名もの尋問を行う必要はない」「そもそも採用する必要がない」と平然と言うこの姿勢と構造自体が問われているように思います。

特に日本原電東海第二原発は、周辺人口密度が日本一、首都圏の原発、40年を経た古い設計の原発、老朽化、被災原発、経営基盤に心配がある、電力会社の子会社として利用し利用されている、トラブル報告も他の電力会社よりもなぜかとびぬけて多い、など置かれた特殊な状況と固有の問題があります。

いくら一企業の自由があるとはいえ、その企業の事業の結果、周辺住民の暮らしが破壊され被害をもたらす危険の可能性があるとき、何でも勝手にできるという訳にはいきません。「高度な科学技術を持つ日本では原発事故は起きない」と言われていたことがそうではなかったことが事実として証明され、その実際の経験事実の上に立って原告らは訴えています。

裁判長には、科学や技術の認識の限界、事故が起されれば想定外だったとする愚かさ、そして再び原告らの具体的な指摘に対する十分な説明をしないで「周辺公衆に対する放射性物質の有する危険性が顕在化する事態が生じるとはおおよそ考えがたい」と簡単に断じってしまうことの危うさを慎重に審理していただきたいと思います。

東海第二原発の最初の水戸地裁での判決は「住民らの心配は杞憂にすぎない」というものでした。しかし東北地方太平洋沖地震の震源がもう少し南であったならば福島第一原発ではなく、それは東海第二原発だった可能性があります。自然現象は現在の科学技術の水準では到底認識が及ばず予測はできません。

そしてひとたび事故が起されれば、住民は何も悪いことをしていないのに日々の平穏な暮らしを破壊され、人生を変えられ、苦しみ、悲しみ、矛盾と軋轢の中に放り込まれてどうしようもない事態に置かれ、見捨てられ（住宅補償打ち切りなど）、それを社会に訴えれば「国土への冒涇だと非国民呼ばわりされるところまで来てしまいました。原発は精一杯生きている人間の尊厳を叩き潰して人々を対立や苦悩に引きずり込み、「社会を破壊するもの」であることを東京電力福島第一原発事故は身をもって示しました。もう一企業が手に負えるものではありません。

「原子力の平和利用」がわずか半世紀で福島第一原発事故に至ってしまった国民的歴史経験を経た今、被害者の心身に刻まれた今も続く苦しさ困難さを教訓に、これを判断事実として次の世代に安心して暮らせる社会を残せるための司法の判断を切に願います。

以 上